

佐賀県告示第二百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、唐津土木事務所及び玄海町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

佐賀県知事 古川 康

高江地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱八号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	東松浦郡	玄海町	有浦上	高江	三三三三二番地先道路敷
二	"	"	"	"	三三一七番地先道路敷
三	"	"	"	"	三三一五番
四	"	"	"	"	三三〇八番一地先道路敷
五	"	"	"	"	三二九六番一
六	"	"	"	"	三二九七番二地先道路敷
七	"	"	"	"	三三〇五番地先道路敷
八	"	"	"	"	三三三五番